

○ 地域活性化・経済危機対策臨時  
交付金等について



# 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆円

2 所管 内閣府(地域活性化推進担当室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象: 実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法: 実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額: 地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定

※財政力の弱い団体や離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を行う。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

○地方単独事業

○国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)

5 事業例

## ●地球温暖化対策

公立高等学校のエコ化(太陽光発電導入等)・耐震化・ICT化(電子黒板等)の一体的実施、地方公共団体の庁舎等のゼロエミッション化(産業技術実用化開発事業費補助金)、次世代自動車の普及促進、小売店舗の低炭素化の推進、内航海運・フェリーや離島航路の維持・改善のための支援、環境計測機器の更新 等

## ●少子高齢化社会への対応

保育所の整備等による保育サービス等の充実(子育て支援対策臨時交付金)、準要保護児童生徒に対する就学援助、幼稚園就園の保育料等の軽減、不妊治療に要する費用の助成(母子保健衛生費補助金)、介護施設の緊急整備、中心市街地の空き店舗を活用したコミュニティ交流スペースの整備、高齢者巡回訪問事業 等

## ●安全・安心の実現

消防防災設備・防犯資機材・警察施設等の整備、新型インフルエンザ対策、高度な放射線治療機器整備等事業、公共施設のガス消費機器や照明器具等の点検・交換、鉄道駅のバリアフリー化の推進(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)、地域公共交通の活性化・再生、DV被害者への定額給付金相当額の支給、農地や用排水路の整備(農地等整備・保全推進事業補助金)及び農道等の農業用施設改修 等

## ●その他

公共施設のデジタル化改修等整備、ICTの導入・利活用(地域ICT利活用推進交付金)、学校におけるデジタルテレビ及びコンピュータ等の整備(学校情報通信技術環境整備事業補助金)、共通地図等の電子化・共用化事業、文化財の防災・防犯対策事業(国宝重要文化財保存整備費補助金)、学校教材・図書等の整備、観光交流の促進のための施設整備・事業実施、耕作放棄地解消事業 等

## 地域活性化・公共投資臨時交付金の概要

「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、平成21年度補正予算において創設。

1 平成21年度補正予算計上額 1兆3790億円

※経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の9割程度。

2 所管 内閣府（地域活性化推進担当室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

(1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体

(2) 交付方法：実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

(3) 交付限度額：各地方公共団体の追加公共事業等（直轄及び補助）の地方負担額等をベースとして算定。

ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整。

4 使途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当（建設地方債対象事業に限る）

○地方単独事業

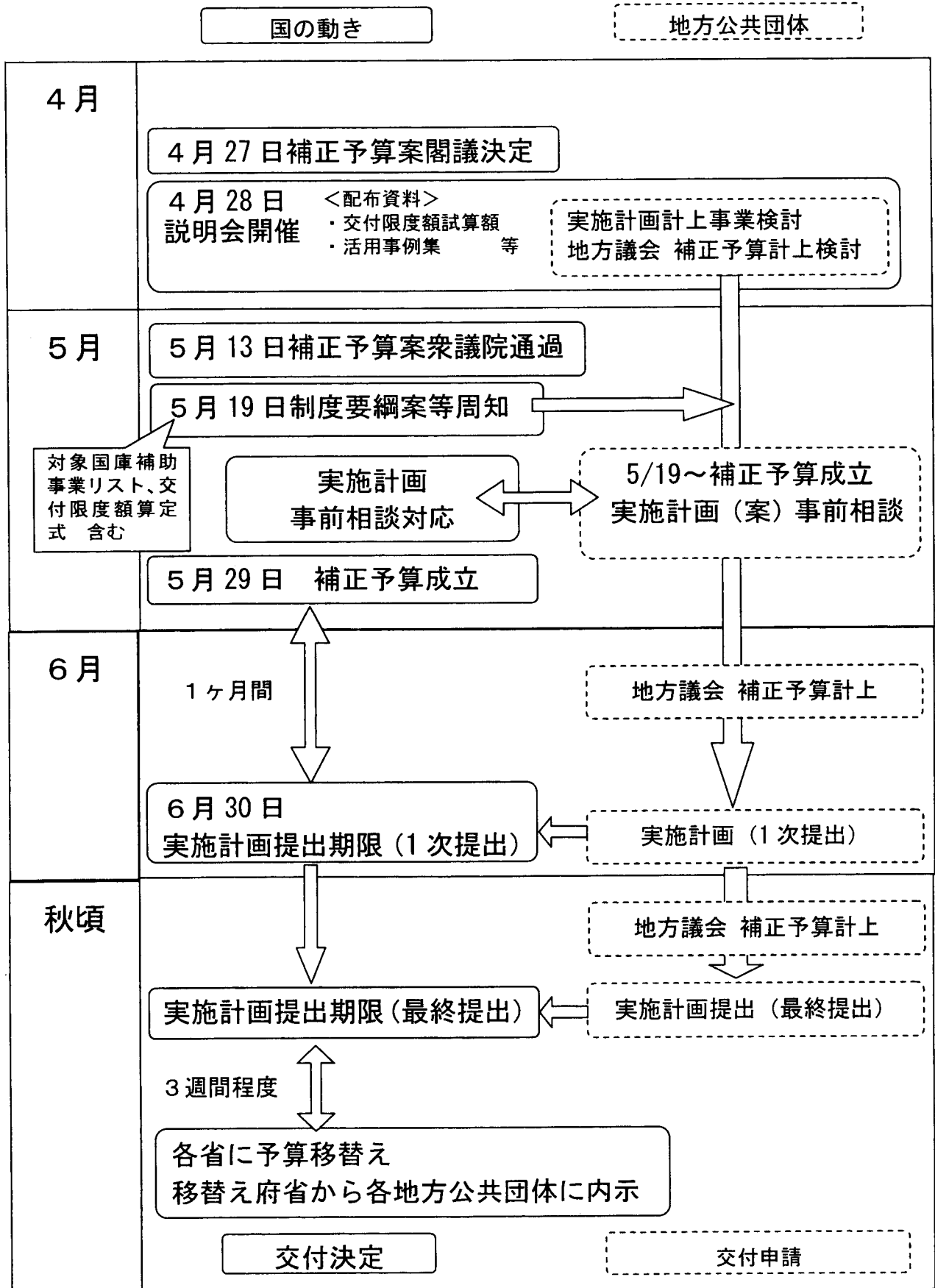
○国庫補助事業（法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。）

※財政事情、地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可。

5 参考

- ・ 追加公共事業等の地方負担に対しては、補正予算債を充当可。
- ・ 地方単独事業の財源とする予定であった地方債等を追加公共事業等に係る地方負担の財源に振替えることにより、追加公共事業等の地方負担を実質的に軽減。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る  
執行スケジュール（イメージ）



平成 21 年 5 月 29 日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地域活性化担当課 御中

地域活性化・経済危機対策臨時交付金について

内閣府地域活性化推進担当室

地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官、厚生労働事務次官、農林水産事務次官、経済産業事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官連名通知。以下「制度要綱」という。）について、通知したところですが、その運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「この交付金の活用にあたって、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する。」とされていますので、この趣旨を踏まえ、執行にあたっては、執行担当部局等と十分連携の上、地域の中小企業の受注機会に配慮いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 地域活性化・経済危機対策臨時交付金について（制度要綱第 1 関係）

地域活性化・経済危機対策臨時交付金（以下「交付金」という。）は、平成 21 年 4 月 10 日に決定された「経済危機対策」（「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下「経済危機対策」という。）において、「地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえ、創設された交付金です。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、本交付金を有効に活用し、「地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じる」地域活性化等に資する事業の追加的な実施

に努め、積極的に地域活性化等に取り組むようお願いします。

なお、別途創設された地域活性化・公共投資臨時交付金については、「経済危機対策」において、「本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。」とされたことを踏まえたものです。

したがって、各地方公共団体におかれましては、両交付金の趣旨の違いを十分に理解いただき、活用していただきますようお願いいたします。

## 2. 交付対象事業（制度要綱第2関係）

### （1）交付対象事業

地域活性化・経済危機対策実施計画（以下「実施計画」という。）に掲載する交付対象事業については、移替え等に支障を生じることのないよう、実施の確実性が十分に見込まれる事業を記載するよう留意してください。

なお、国庫補助事業及び関連する地方単独事業（上乘せ補助部分、補助対象外経費部分を地方単独事業として助成する場合など）を実施計画に掲載する場合には、必ず、事前に事業所管府省との連絡調整などを行うようお願いいたします。

国庫補助事業と地方単独事業については以下のとおりとするほか、別紙1を参考にしてください。

- ① 国庫補助事業等の交付対象事業は、制度要綱別表1又は別表2に定める事業であって国の平成21年度一般会計補正予算（第1号）又は特別会計補正予算（特第1号）に計上される事業です。別表1又は別表2に掲載された交付対象事業のうち一部の目細のみが補正予算に計上されている場合は、その分のみを対象とします。補正予算計上分が不明な場合は、別表1又は別表2に掲載された交付対象事業の所管府省にご確認ください。

また、前述の両交付金の趣旨の違いを踏まえた運用に資するため、制度要綱別表1には公共事業費以外の国庫補助事業等を、別表2には公共事業費である国庫補助事業等を掲載しているところです。なお、別表2には地方負担分が建設地方債対象事業ではないものも含まれていますので留意してください。

- ② 地方単独事業の交付対象事業は、平成21年4月11日以降に予算に計上され、実施される事業に限ります。なお、地方公共団体の平成21年度当初予算に計上された予備費により同日以降に実施される事業を含みます。

ただし、国庫補助事業等であって国の平成21年度一般会計補正予算（第1号）に計上される事業のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金、理科教育設備整備費等補助金、生活保護負担金、地籍調査費負担金又は道路改修等事業費補助金（国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているため、交付対象事業とはならないもの）の地方負担分に充てる財源を確保することを目的

とする場合にあっては、地方公共団体の平成 21 年度当初予算に計上された地方単独事業を交付対象事業とすることが可能です。

また、制度要綱別表 1 又は別表 2 に定める事業以外の国庫補助事業等に関し、地方公共団体が事業者等に対し、任意に上乘せで補助を行う部分は、地方単独事業として、交付金の対象とすることが可能です。ただし、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助対象事業費に充当する場合は除きます。

## (2) 交付対象事業のうち地方単独事業に関する留意点

交付対象事業のうち地方単独事業については、以下のとおり取り扱うことが望ましいので留意してください。なお、定住自立圏構想に係る宣言中心市において、割増相当額を活用する場合の取り扱いについては、以下のとおり定めるもののほか、別途、国から通知します。

### ① 職員の人件費

職員の人件費（事業に伴う非常勤職員の人件費を除く）には、交付金を充当しないこと。

### ② 用地費

交付金を充当する年度の翌年度までに、用地全体を活用する工事又は工事のための設計・測量等に着手する見込みのない用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

### ③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。

### ④ 基金

次の表の左欄に掲げる場合に右欄の取扱いとする場合以外は、原則として、基金の積立金には、交付金を充当しないこと。ただし、首長選挙その他やむを得ない事情により、事業予算の計上が困難な場合については、当室に個別に相談されたい。

平成 20 年度補正予算（第 2 号）又は平成 21 年度補正予算（第 1 号）に予算計上された地方消費者行政活性化交付金、子育て支援対策臨時特例交付金（高等技能訓練促進費等事業を除く）、障害者自立支援対策臨時特例交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金、地域医療再生臨時特例交付金、森林整備加速化・林業再生事業費補助金又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（新エネルギー導入加速基金造成事業に限る）による基金に対応	将来の地方負担額相当分以内の基金の積立金に交付金を充当することができる（なお、既存の基金の積立金に交付金を充当することを妨げるものではないが、その場合は、果実を含めて、交付金が原資となっている部分について、厳格な区分経理を行うこと。したがって、「財政調整基金」、「減債基金」等への積立
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>して、将来の地方負担額相当分を地方公共団体が単独で基金として積み立てる場合</p>	<p>は不可。) 取り崩し目的及び期間は、地方消費者行政活性化交付金等による基金の取扱いに準じる。</p>
----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

また、基金を交付金の交付対象事業として実施計画に掲載する場合は、基金の用途等に関する計画を別葉の様式（以下「基金調べ」という。）に記入して提出する必要があること。

### 3. 地域活性化・経済危機対策実施計画の作成と提出について（制度要綱第3関係）

#### (1) 実施計画への交付対象事業の掲載方法について

実施計画への交付対象事業（地方単独事業）の掲載方法について、同種の複数事業をまとめて一事業として実施計画に掲載することは差し支えありません。

なお、交付金は、実施計画掲載事業間での流用が可能な制度であることを踏まえ、入札減等不測の事態が発生しても交付金の有効活用が可能なよう、繰越しが見込まれる事業における財源構成を工夫してください。

#### (2) 「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」又は「その他」の別

各交付対象事業について、「地球温暖化対策」、「少子高齢化社会への対応」、「安全・安心の実現」又は「その他」のいずれに該当するかを明記してください。

#### (3) 地方再生戦略又は経済危機対策との関係

実施計画の事業概要欄において、各交付対象事業と「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合了承、平成 20 年 12 月 19 日改定。以下「地方再生戦略」という。）及び経済危機対策の各項目との関連性を明確に記述してください。具体的には、①地方再生戦略又は経済危機対策との関係性、②目的、③交付金を充当する経費内容を漏れなく記入してください。

また、この事業概要欄の記述と関連して、「地方再生戦略との関係」欄及び「経済危機対策との関係」欄に記入要領に示す該当記号を1つ記入してください。（いずれか一方でもかまいません。）

#### (4) 公営企業会計等による事業の取扱い

公営企業会計による事業を実施する場合は、実施計画の様式中、事業名欄には「病院事業会計繰出・補助」などと記入し、事業概要欄の「③交付金を充当する経費内容」には、具体的な会計名を明記の上、実施する事業内容を記載してください。

（例）③〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇工事に要する費用を交付対象経費とする。）

なお、交付金は地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることとなるので留意してください。

#### (5) 実施期間

国庫補助事業等は、平成 21 年度第 1 次補正予算計上分の執行予定期間（平成

22年3月まで)、地方単独事業は、平成21年4月から平成22年3月までの期間を記載してください。なお、交付金については、国の予算上、繰越明許費とされています。地方公共団体において補正予算に計上した事業について、関係機関の承認を経て、交付金を財源として繰り越すことが可能です。

#### (6) 提出期限

実施計画の第一次提出期限は、平成21年6月30日12:00(厳守)とします(メールのみで可)。

第一次提出期限に提出する実施計画に対し、当室において審査は行いますが、その計画に基づく予算の移替は行いません。しかしながら、早期の事業実施の観点から、この実施計画には、その時点において掲載可能な交付対象事業を極力掲載されるようお願いします。

なお、実施計画の最終提出期限は、別途通知します。

#### (7) 提出方法・提出先

実施計画の最終提出は、各都道府県を通じ、別紙2の該当の提出先まで、郵送及びメールの双方にて提出してください(第一次提出期限に提出する実施計画は、メールのみで可)。

なお、郵送の宛先住所は、〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6F 内閣府地域活性化推進担当室です(封筒の表にブロック名を朱書き願います。例)「東北圏」)。

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード(半角5桁)+\_(半角アンダーバー)+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+“経”」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいて構いません。

例) メール件名:「01100\_北海道札幌市経」「02000\_青森県経」 など

ファイル名:「01100\_北海道札幌市経.xls」「02000\_青森県経.xls」 など

#### (8) 提出資料

提出資料は、実施計画及びチェックリストです。各様式は、別紙3のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。

- ① 実施計画:添付の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。基金を交付対象事業とする場合は、基金調べにも記入してください。
- ② チェックリスト:実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。

郵送版は、以下の様式に実施計画(基金調べを含む。※)を添付の上ご提出ください。

※ 該当する事業がある場合のみ。複数ページになる場合は両面印刷としてください。

地域活性化・経済危機対策実施計画の提出について

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱第3の規定に基づき、地域活性化・経済危機対策実施計画を提出します。

注) 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

4. 実施計画の変更について

提出期限後、実施計画の変更は原則として認めません。なお、予算の移替え後については、入札減により、交付対象経費の合計が、交付限度額を下回った場合は、交付事務の手続きに則り対応してください。また、事業進捗に合わせた同一国庫補助事業等間での国費の配分変更に伴う交付対象経費の増減の変更や入札減等に伴う交付対象事業の事業費の変更による実施計画の変更は不要です。

実施計画の提出に当たっては、チェックリストの活用等による確認、地方公共団体内の各部局間における情報共有を十分に図るなど、提出後の変更が生じないように、十分に留意してください。

5. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

制度要綱別紙の交付限度額の算式のうち、乗率 $\alpha$ は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める数値とします（乗率 $\alpha$ の確定値は、内閣総理大臣が別に定め、通知する予定ですが、見込値より大きくなる可能性があります）。

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの交付限度額の見込みは添付資料のとおりです。

実施計画の交付限度額欄には、この数値を記入の上、提出してください。

(1) 都道府県  $\alpha=1.2523007758$

(2) 市町村  $\alpha=1.0602218671$

6. 交付申請等について（制度要綱第6関係）

交付に関する事務は、予算の移替え先の府省において行いますので、交付申請等

は、各移替え先の府省に交付申請することとなります。なお、交付金の充当先は、実施計画掲載事業に限られますので留意してください。

<関係資料一覧>

別紙1 国庫補助事業と地方単独事業の取扱について

別紙2 各ブロック実施計画提出先リスト

別紙3 実施計画様式及びチェックリスト

別紙4 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 記入要領

添付資料 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 交付限度額見込み（平成 21 年 5 月 19 日）（略）

○ ひとり親家庭等への支援の拡充  
について

(別冊)



○ 社会的養護の拡充について

(別冊)

